

様式第1号（第2条関係）  
個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民税システム	
行政機関等の名称	久喜市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部市民税課市民税第1係 総務部市民税課市民税第2係	
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税の賦課事務に利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	市民税・県民税課税対象者（申告による非課税対象者を含む）	
記録情報の収集方法	所得税確定申告者、市民税・県民税申告者、給与支払報告書で報告された者、公的年金等支払報告書で報告された者、法定調書資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	税務署、他市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	久喜市役所市政情報課付公文書館 久喜市菖蒲総合支所総務管理課 久喜市栗橋総合支所総務管理課 久喜市鷺宮総合支所総務管理課 〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-1 〒346-0192 埼玉県久喜市菖蒲町新堀38 〒349-1192 埼玉県久喜市間鎌251-1 〒340-0295 埼玉県久喜市鷺宮6-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	基幹システム	

## 別紙

1 賦課年度、2 資料番号、3 氏名、4 住所、5 生年月日、6 住民種別、7 性別、8 続柄、9 納税義務区分、10 申告発行区分、11 申告免税区分、12 強制非課税区分、13 台帳取消区分、14 非課税判定区分、15 所得割課税状態区分、16 均等割課税状態区分、17 住民税徴収区分、18 課税台帳異動区分、19 年金特徴中止区分、20 翌年度仮徴収中止区分、21 扶養関係区分コード、22 専従区分コード、23 障害区分コード、24 年金義務者コード、25 受給年金種別、26 年特継続区分、27 控除対象配偶者区分、28 本人該当区分（配未、障害、老年者、寡婦、勤労学生）、29 資料区分、30 青白区分、31 専従者区分、32 特徴一括徴収区分、33 普徴一括徴収区分、34 軽減免理由、35 所得控除（収入、所得、控除）、36 計算所得、37 計算税額、38 徴収状況、39 複数年金、40 年金突合状態、41 突合済フラグ、42 依頼済フラグ、43 取込済フラグ、44 媒体区分、45 通知内容、46 各種区分結果コード、47 年特回付区分、48 回付データ状態区分、49 年金保険者区分、50 税目、51 宛名異動事由、52 納付異動事由、53 代納者区分、54 新規振替区分、55 金融機関、56 支店、57 口座種別、58 適用条文コード、59 住民登録外課税区分